公　示　送　達　書

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定に基づき、下記の書類を公示します。

なお、この書類は犬山市長が保管しており、いつでも送達を受けるべきものに交付します。

令和８年１１月１６日

犬山市長　原　　欣　伸

記

１．送達すべき書類の名称

令和８年度 市民税・県民税・森林環境税の変更(決定)通知書

２．送達を受けるべき者

・ＮＧＵＹＥＮ　ＭＩＮＨ　ＴＲＩ